

## 「戦後日本」という枠組みを問う ～米国統治期「琉球列島」の入管制度から～

土井智義（明治学院大学国際平和研究所助手）

### はじめに

今年 6 月、入管難民法が改定され、難民申請中の人も送還できるようになったことは記憶に新しい。日本で暮らす意思をもつ人を、入管制度の適用対象となるかどうかで選別して追放することは、人々の「多様性」を排除することにほかならない。現在の日本で「多文化主義とデモクラシー」を検証する際、「戦後日本」という権力構造を支える枠組みを再考することが求められる。

いまの日本では、入管制度の適用を受ける「外国人」が日本国籍の有無で規定されるため、国籍こそが入管の対象者を決めるのだと自明視されてはいないだろうか。だが、歴史をみると、入管の適用に関する人の区分は、特定の人びとを強制送還できるよう権力が事後的につくったことがわかる。

本講義では、入管制度に着目し、特に 1972 年 5 月の「復帰」によって日本の外部から内部に移行した米国統治下の沖縄の事例をとりあげたい。これにより、日本「本土」の歴史とは別の角度から「戦後日本」に光を当てることができるだろう。本講義では、米国統治下の沖縄が「戦後日本」の枠外にあったこと、またそこに鹿児島県の奄美群島も含まれていた点を強調すべく、同地をあえて米国側の公称である「琉球列島」と呼ぶ。

### 日本「本土」の入管制度

近代日本は、1945 年 8 月の敗戦まで植民地帝国であった。「一視同仁」の建前にもかかわらず、植民地支配期を通じて、「内地人」と「外地人」（植民地出身者）は原則相互移転ができない「戸籍」で分離され、植民地出身者は「内地」への移動や居住も制限されていた。日本は敗戦後も植民地の独立を否定し、当事者の意思にかかわらず旧植民地出身者を日本国籍者だと主張する一方、米国主体の占領下の 1947 年 5 月には最後の勅令として出された「外国人登録令」によってかれらを「外国人」として扱った。

1952 年 4 月のサンフランシスコ講和条約発効の頃、国境移動と居住の面で「外国人」を管理し、強制送還の適用を正当化する制度が整備された。このとき、旧植民地出身者は日本国籍が「喪失」したとされ、日本国籍なき「外国人」として管理された。占領期から 1980 年代まで、「外国人」の圧倒的多数を在日朝鮮人が占めたのはここに理由がある。日本「本土」では、占領と講和条約発効を経て、入管制度が国籍の違いという名目によって旧植民地出身者の差別的処遇を正当化し、植民地期のレイシズムを持続させる装置となった。入管制度は、その後大きく改訂されるが、旧植民地出身者の立場は不安定なままであり、国外からの移住者を労働力需要に応じて管理する内容が付加され、現在に至る。

### 「琉球列島」の入管制度

米国の過酷な支配下にあった「琉球列島」では、一定の権利が与えられた人を「琉球住民」とし、権利が否定され、入管制度の対象とされた人を「非琉球人」とした。「非琉球人」は、

とくに入管行政において「外国人」とも呼ばれていた。

米国の現地統治機関（米国民政府）は、1953年1月、布令「琉球列島出入管理令」（第一次入管令）を発し、米軍関係者と「琉球住民」以外の全員を「非琉球人」とした。第一次入管令の「琉球住民」は、旧植民地出身者も含む戦前戦中から現地に暮らす人と規定されたが、このときの主な「非琉球人」は、戦後、日本「本土」からきた基地建設労働者だった。布令制定の背景には、既存法が密航者だけに強制送還を課すゆえ、労働者が許可を得て入域した以上、超過滞在しても送還できないという統治者のジレンマがあった。第一次入管令は受け付け拒否もできる登録制を導入し、超過滞在者らを送還可能とした。

第一次入管令は、翌1954年2月に廃され、新しい布令（第二次入管令）が発せられた。その背後には、1953年12月に奄美群島が日本へ返還された際、米国が国策として在沖奄美出身者を全員送還しようとした計画があった。米国民政府は、「琉球列島」の「過剰人口」が問題だとして、自らが住民の土地を奪ったことを棚に上げ、その「解決」のために奄美返還後も沖縄に暮らす奄美出身者を追放する必要があるとした。その具体策として、米国民政府は、奄美出身者を集団的に送還すると日本を含む諸国が差別政策だと非難しかねないので、強制送還を社会的周縁層だけに適用し、ほかは権利を奪って「自発」的に帰還させる方針を立てた。米国民政府の計画は第二次入管令に反映され、「琉球住民」の定義が沖縄県籍者に変更され、有罪判決を受けた人を送還できる条項も加えられた。結果、奄美出身者を含む他府県籍者や旧植民地地出身者らが「非琉球人」となったが、沖縄が日本に返還されるまで、「非琉球人」の過半は奄美出身者ら他府県籍者であった。

沖縄県は、1879年の「琉球処分」により設置されたという複雑な経緯をもつが、同県は米軍占領まで「内地」であり、沖縄出身者も「内地人」であった。日本「本土」では講和条約発効後も沖縄出身者の日本国籍は一貫して認められ、入管の適用に沖縄県籍の有無が関係することがなかった。一方、「琉球列島」はまさに「戦後日本」の枠外だったため、日本国籍とは別の基準で入管の適用対象が定められたのであった。

米国統治下の沖縄をみると、入管上の人の区分が必然的に国籍に結びつくのではなく、特定の人を強制送還するためにつくられ、改変される過程が浮上する。同じことは、日本「本土」の旧植民地出身者の法的処遇からもわかるが、「琉球列島」では現在日本国籍をもつ人も含めて入管の適用対象とした点で、私たちの思い込みが相対化されるだろう。

## まとめにかえて

最後に、「琉球列島」の入管制度が「戦後日本」の枠外にあったからといって、沖縄を含む現在の日本と関係がないとはいえない点を強調しておこう。「琉球列島」の入管は、米国だけでなく、日本政府も行政支援等を通じて支えていた。そして沖縄の「復帰」後は、日本の法律で日本国籍のない「非琉球人」を管理している。

また、入管の対象となる「非琉球人」が「琉球住民」でも米軍関係者でもない人と規定されたことも想起したい。現在の日本でも入管の対象となる「外国人」は、日米地位協定と日本法の組み合わせで、日本国籍者でも米軍関係者でもない人と規定されているからだ。

「琉球列島」の入管制度は、むしろその枠外にあったがゆえ、別の視角から「戦後日本」を見せてくれる。その意味で、日本で「多文化主義とデモクラシー」を考える際に切実な対象である。